

中山間地域等直接支払制度の継続並びに農業委員会の必置 規制の堅持について

人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村を活性化し、農業が有する多面的機能を維持活用していくためには、中山間地域の活性化を進めることが重要である。

また、農業は、国の基幹産業であり、食糧の安全確保を図るためにもその振興を図る必要があり、専門的な視点により「優良農地の確保及び有効活用」、「担い手の育成及び確保」を進めることが必要である。

については、地域の農業を維持していくため、次の事項について国に要望する。

1 中山間地域等直接支払制度の継続について

中山間地域等直接支払制度は、今年が新たな5ヶ年計画の3年目にあたり、平成21年度には終了となるが引き続き事業を継続すること。

2 農業委員会の必置規制の堅持について

国の「地方分権改革推進委員会の中間とりまとめ」にあたっては、地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるように、との指摘がなされたが、当該制度は日本の農業を堅持して行くうえからも重要な役割を担っており、農業委員会の任意設置については、あくまでも地域の実情に応じた例外的な措置にとどめるよう配慮すること。